

《ラ・グアルディアの^{サント・ニーニョ}聖なる子》事件覚書

—史料と研究史について—

林 邦 夫

(1986年10月15日 受理)

A Note on the Incident of the Santo Niño de La Guardia
: Historical Materials and History of Study

Kunio HAYASHI

はじめに

1967年11月、マドリードのユダヤ教・キリスト教友好協会 (Amistad Judeo - Cristiana) の総会で、同協会の指導者の1人である教区司祭 Vicente Serrano が《ラ・グアルディアの^{ニーニョ}子供》の殺害の実在性についての疑問を投げかけた。1968年1月14日の王党派系の日刊新聞『ABC』紙上にこれに反駁する Manuel Romero de Castilla の論文が掲載され、1月20日には右派的な雑誌『フエルサ・ヌエバ (Fueza Nueva)』にも同じ主旨の論文が載せられたが、その後これらに反論を加える2編の論文が協会の会報に掲載された¹⁾。このように現代においても反セム主義の問題と結びついた政治的トピックの題材となっている《ラ・グアルディアの^{ニーニョ}子供》事件 (以下、事件と略記) とは一体如何なる事件であったのだろうか。

<表1> 事件の被告

	姓 名	本稿での呼称	居 住 地	職 業
	Alonso Franco	Alonso	ラ・グアルディア	商業・運送業
コ	García Franco	García	〃	〃
ン	Juan Franco	Juan	〃	〃
ベ	Lope Franco	Lope	〃	〃
ル	Benito García	Benito	〃	毘立て職人
ソ	Juan de Ocaña	Ocaña	〃	—
	Ça Franco	Ça	キンタナール (以前はテムブレーケ)	—
ユ	Mosé Franco*	Mosé	テムブレーケ	—
ダ	Yucé Franco	Yucé	〃	靴屋
ヤ	David de Perejón*	Perejón	ラ・グアルディア	—
人	Yuça Tazarte*	Tazarte	テムブレーケ	医師

* 裁判時には既に死亡していたことを示す。

註) Alonso, García, Juan, Lope は兄弟, Mosé と Yucé は兄弟で Ça の息子。

資料) I. Loeb, "Le Saint Enfant de La Guardia", *REJ*, 15, 1887, pp. 204-206より作成。

この事件は、1490年6月初め頃に Benito García というコンベルソ（キリスト教に改宗したユダヤ人）がホスチアをもっていたことから逮捕され、その自供から6人のコンベルソと5人のユダヤ人（〈表1〉参照）が共謀してキリスト教徒の子供を誘拐して磔殺し、その心臓を取出してそれとホスチアによって異端審問から身を守るための魔術を行ったとして裁判にかけられ、1491年11月16日のアウト・デ・フェで処刑された事件である。事件に関して、私はその実在性を繞って実在説と虚構説とがあるとしてその主な論者を挙げ、根本史料の存在も紹介して極く簡単に触れたことがあったが²⁾、今回改めて事件についてより詳細な検討を加えることにした。本稿はそのための準備作業として史料と研究史の整理を行い、今後の研究の方向を確定しようとするものである。なお、事件に関する主な研究課題としては実在性の他に、事件の影響（とりわけ1492年のユダヤ人追放令への影響）の問題があると言えるが、本稿では専ら前者の問題に焦点を絞ることにする。

I

〈表2〉 《ラ・グアルディアの子供^{ニーニョ}》関係史書（16-19世紀）

著者（地位・身分）	書名	出版地	出版年	収録史料 ¹⁾
1 Rodrigo de Yepes （マドリードの San Jerónimo el Real 修道院の教授・説教師）	Historia de la muerte y glorioso martirio del Sancto Innocente que llaman de la Guardia	Madrid	1583	2, 4, 6, 7 ²⁾
2 Sebastián de Nieva Calvo （学士、テムブレケ出身、異端審問所書記・捜査役）	El Niño Inocente, hijo de Toledo y mártir de la Guardia	Toledo	1620	4
3 Antonio de Guzmán （履靴三位一体修道会士）	Historia del Inocente Trinitario, el Santo Niño de la Guardia, natural de la ciudad de Toledo y oriundo del reyno de Aragón	Madrid	1720	9
4 Martín Martínez Moreno （博士、ラ・グアルディアの主任司祭）	Historia del martirio del Santo Niño de la Guardia, sacada principalmente de los procesos contra los reos y otros testimonios existentes en el archivo parroquial de dicha villa	Madrid Madrid	1786 1866 ²⁾	9
5 Paulino Herrero （トレード教会受祿聖職者）	Breve resumen de la historia del Santo Niño Inocente, Cristóbal	Toledo	1853	
6 Felipe García	El sepulcro del Santo Niño de la Guardia	Toledo	1883	

1) 後出IIでの史料1-9を番号で示す

2) J. Simón Díaz, *Impresos del siglo XV: Religión*, Madrid, 1964, pp. 30-31に本書の内容の詳しい記載があるが、これらの史料が含まれると思われる。fols. 2r-73v. については Texto とあるのみ。

資料) F. Fita, “La verdad sobre el martirio del Santo Niño de La Guardia, ó sea el proceso y quema (16 noviembre, 1491) del judío Yucé Franco en Ávila” *BRAH*, 11, 1887, p. 112 n. 2; Id, “Memorial del Santo Niño de La Guardia, escrita en 1544,” *BRAH*, 11, 1887, p. 160より作成。

さて、事件当時はその実在性を疑うキリスト教徒は殆どいなかったものと想像され、人々の間には《子供》を殉教者として崇敬する風潮が広がっていき、《子供》は《聖なる子》と呼ばれるようになった。《子供》が殺害されるまで置かれていたと信じられた被告 Juan の家は毀たれ、その跡地に礼拝堂が建てられ、殺害現場とされた洞窟にも庵が建てられ、埋葬場所とされた Santa María de Pera 教会近くの場所にも礼拝堂が建立された。《子供》はラ・グアルディアの保護聖人となり、5月20日、後には9月20日が祝祭日となった³⁾。《子供》の崇敬は今日でも盛んで、それを信心すると子供の病氣治癒に効験があるとされている⁴⁾。

《聖なる子》はやがて文学作品の題材にもなり、1592年には人文主義者 Jerónimo Ramírez がラ・グアルディアの領主の依頼でラテン語詩 *De raptu innocentis martyris guardiensis, libri sex*, Madrid, 1592を作成しており、文豪 Lope de Vega (1562-1635) も戯曲 *El Niño Inocente de la Guardia* を、劇作家 José de Cañizares (1676-1750) も *La viva imagen de Cristo* を著わしている⁵⁾。絵画の分野でも Francisco Bayeu Subias (1734-1795) がトレード大聖堂の回廊に《子供》を主題とするフレスコ画を描いている⁶⁾。また16世紀後半から19世紀にかけて《子供》を対象とする史書が数冊著わされているが、これらを纏めると<表2>のようになる。表に示したようにこれらの史書にも既に史料を収載しているものがあるが、それらを含めて事件に関する史料を次に見ていくことにする。

II

以下では、事件に関する諸史料を作成年代順に紹介し、Fita に依拠しながら史料批判を加えることにする。

史料1 Yucé Franco に対する裁判の一件書類 (1490-91年)⁷⁾

異端審問所の3人の書記 Martín Pérez, Juan de León, Antón González によって作成された事件に関する最も重要な根本史料である。表紙を含めて48葉から成る手稿の原本であり、1884年にマドリッド市立文書館 (Archivo municipal de Madrid) 館長の Timoteo Domingo Palacio が入手し、その写しを王立歴史学会 (Real Academia de la Historia) に提供したのをうけて、Fita が原本と照合しながら手を加えて、1887年にそのすべてを活字化した。館長が入手した詳細な経緯は不明だが、<表2>の García の書物に、原本がグワダラハラで発見され、館長に引渡されたという記述がある⁸⁾。Fita はこの文書を65の部分に区分けし、内容から以下の八つの部分に纏めている⁹⁾

(〔 〕内の数字は文書番号を示す)。

- (1) 検察官による起訴と求刑 (fols. 1 r. - 9 r.) [1-5] (9 v. は白紙)
- (2) 被告自身の供述 (fols. 9 r. - 20 v.) [6-19]
- (3) 被告に関する証言 (fols. 20 v. - 26 r.) [20-44]
- (4) サラマンカにおける陪審員の評決 (fols. 27 r. - 27 v.) [45-46]
- (5) 証言の公表。被告による証言への反駁。被告に対する拷問と供述 (fols. 28 r. - 36 v.) [47-52]

〈表3〉 裁判の経過

日	付	場	所	文書番号	内	容	異端審問官・補佐人	証人	文書作成者 (書記)
1490年6月6日	ア	スト	ル	[33]	Benito の供述				
7月19日	セ	ゴ	ビ	[29]	Antonio de Ávila の証言				
8月27日	ア	ビ	ラ	[1]に所収	Tomás de Torquemada (異端審問長官) の V. /C. /S. への委任状			Va./T. など	A F
10月26日	セ	ゴ	ビ	[31]	Alonso Enríquez の証言				
10月27日		〃	〃	[7]	Yucé の供述				
10月28日		〃	〃	[8]	Yucé の供述				
12月17日	ア	ビ	ラ	[1]	①G.による委任状(前出)の提出 ②G.による起訴状の提出 ③Yucé による起訴事実の否認 ④異端審問官が Yucé の弁護人に Sanc を、訴訟代理人に Juan de Pantigoso を指名		V./C./S. 〃 〃 〃	Go./L./N. 〃 〃 〃	P. 〃 〃 〃
12月22日		〃	〃	[2]	①Yucé, 訴訟代理人を Martín Vasques とすることに同意 ②Vasques による抗弁書 (Sanc 署名) の提出 ③異端審問官, Vasques より職務誠実遂行の誓約を得る		〃 〃 〃	Ve./PF. Sa./L./Ba. 〃	L. 〃 〃
1491年1月10日		〃	〃	[9]	①Yucé による供述 [7] [8] の確認 ②Yucé の供述 ③Yucé による供述 [9] ②の確認		inq. ¹⁾ /Ga./B. 〃 S./Ga./B.		I.
1月21日		〃	〃	[30]	Antonio de Ávila による証言 [29] の確認		V./C./Ga./B.		
1月22日		〃	〃	[3]	抗弁書 [2] ②への G. の反論。Pantigosa 同席		inq.		
2月12日	グ	ワ	ダ	[4]	Pedro González de Mendoza (トレード大司教) による V./C./S. への委任状			Go./L.	P.
4月9日	ア	ビ	ラ	[13]	①Yucé の供述 ②Yucé の供述		V./C. 〃		
4月10日		〃	〃	[14]	①Yucé による供述 [13] ①②の確認 ②Yucé の供述 ③Yucé による供述 [14] ②の確認		inq./Ga./B. 〃 〃		

日	付	場	所	文書番号	内	容	異端審問官・補佐人	証	人	文書作成者 (書記)
4月10日	ア	ビ	ラ	[10]	①Yucéの供述 ②Yucéによる供述[10]①の確認 Yucéの供述	V./C. inq./Ga./B. inq.				
5月7日		〃		[11]	①Yucéの供述	V./C.				
6月9日		〃		[12]	②Yucéによる供述 [12]①の確認	V./B./Gi.				
7月19日		〃		[15]	①Yucéの供述 ②Yucéの供述 ③Yucéによる供述 [15]①②の確認	V./C./B./Gi V./C. inq./B./Va.				L. 〃 〃
7月20日		〃		[36]	①Çaの供述 ②Çaによる供述[36]①の確認 Yucéの供述	inq./B./Gi. C.				
7月28日		〃		[16]	①Yucéによる供述 [16]の確認	C./B./Gi.				
8月1日		〃		[17]	②Yucéの供述 ③Yucéによる供述 [17]②の確認	〃 B./Gi.				
9月16日		〃		[32]	④Yucéの供述 ⑤Yucéの供述 ①Yucéの供述 ②Yucéによる供述 [32]①の確認 Benitoの供述(拷問) ²⁾	C./B./Gi. 〃 S. S./Ga./B. inq.				
9月24日		〃		[26]	Yucéの供述	inq./dep. ³⁾				
9月26日		〃		[18]	Juanの供述(拷問)	〃				
9月28日		〃		[20]	①Juanによる供述 [20]の確認	inq./dep.				
9月29日		〃		[21]	②Juanの供述 Ocañaの供述(拷問)	〃				
9月30日		〃		[23]	Ocañaによる供述 [23]の確認	inq./dep.				
10月1日		〃		[24]	Benitoの供述	inq.				
10月8日		〃		[37]	Yucéの供述	S.				
10月11日		〃		[19]	①Ocañaの供述	S.				
10月11日		〃		[42]	②Ocañaによる供述[42]①の確認	inq./dep.				
10月12日		〃		[43]	Yucé, Benito, Ocaña に対する対決尋問	V./S.				L.

日	付	場	所	文書番号	内	容	異端審問官・補佐人	証人	文書作成者 (書記)	
10月17日	ア	ビ	ラ	[44]	Yucé, Ça, Juan に対する対決尋問	<p>①Benito による供述 [26] の確認※⁴⁾</p> <p>②Benito の供述</p> <p>①Benito による供述 [33] の確認※</p> <p>②Benito による供述 [33] の一部訂正</p> <p>③Benito による一部訂正 [34] ②の確認</p> <p>Benito による供述 [37] の確認※</p> <p>Ocaña の供述</p> <p>①G. による追加起訴</p> <p>②Yucé による追加起訴事実の否認</p> <p>G. による証拠 (証言) の提出</p> <p>Juan による供述 [21] ②の確認※</p> <p>①Ocaña による供述 [23] の確認※</p> <p>②Ocaña の供述</p> <p>Benito による供述 [27] の確認※</p> <p>Benito による供述 [34] の確認※</p> <p>Benito による供述 [38] の確認※</p> <p>Ocaña による供述 [40] の確認※</p> <p>S. がサラマンカの San Esteban 修道院に下記の7人を召集し, Yucé の裁判に対する評決を求め。Juan de Sanctispiritus (ヘブライ語学教授) / Br./Pe. / Antón Rodríguez Cornejo (Liber sextus, Clementinae 教授) / Diego de Burgos (グラティアヌス教令集教授) / Juan de Covillas (カノン法教授) / Sebastián de Huete (San Esteban 修道院修道士)</p> <p>G. による証拠 (証言) の公表 (第1次)</p> <p>7人による評決 (有罪・俗権への引渡し)</p>	V./S. S./B./Se. 〃 〃 〃 〃 S./B./Bl. S. V./S. 〃 inq. inq./B./Se. S./B./Se. 〃 inq./B./Se. 〃 inq/B./Bl. inq./B./Se. S.	Ve./Be./G. 〃 〃	L.	
10月20日	〃	〃	〃	[27]						
10月20日	〃	〃	〃	[34]						
10月20日	〃	〃	〃	[38]						
10月20日	〃	〃	〃	[40]						
10月21日	〃	〃	〃	[5]						
10月21日	〃	〃	〃	[6]						
10月21日	〃	〃	〃	[22]						
10月21日	〃	〃	〃	[25]						
10月21日	〃	〃	〃	[28]						
10月21日	〃	〃	〃	[35]						
10月21日	〃	〃	〃	[39]						
10月21日	〃	〃	〃	[41]						
10月25日	サラ	マ	ンカ	[45]					Juan Lopes de Palacios Ruvios (学士) / Juan Peres (礼拝堂付司祭)	L.
10月26日	ア	ビ	ラ	[47]					Ba./Be. ⁵⁾	P.
10月28日	サラ	マ	ンカ	[46]					J. Lopes de Palacios Ruvios / J. Peres	L.

日	付	場	所	文書番号	内	容	異端審問官・補佐人	証 人	文書作成者 (書記)
10月29日	ア	ビ	ラ	[48]	①Yucé による公表された証言 [47] への抗弁書 (Sanç 署名)の提出 ②抗弁書[48]①への G. の反論と Yucé の陳述 ③G. がYucé を拷問にかけよう要求 異端審問官による結審宣言	①Yucé に対する15項目の尋問事項 ②Yucé による回答 (拷問) Ça の供述 (拷問) Juan の供述 (拷問) ①Yucé による尋問への回答[50]②の確認 ②Yucé の供述 ③Yucé の供述[51]②の確認 ①Ocaña の供述 ②Ocaña による供述[53]①の確認* Ça による供述[54]の確認 ①Benito による供述 ②Benito による供述 [58]①の確認 Yucé の供述 ①G. による証拠 (証言) の公表 (第2次) ②公表された証言に対する Yucé の抗弁と G. の反論	V.	Ve./Ba.	P.
10月31日	〃	〃	〃	[49]			〃	〃	〃
11月2日	〃	〃	〃	[50]			V./S.	Ve./Ba./N.	〃
11月3日	〃	〃	〃	[54]			〃	Be./M.	Go.
11月3日	〃	〃	〃	[56]			inq.	〃	〃
11月4日	〃	〃	〃	[51]			〃	〃	L.
11月4日	〃	〃	〃	[53]			V./S./Ga./B.	〃	〃
11月4日	〃	〃	〃	[55]			〃	〃	〃
11月4日	〃	〃	〃	[58]			S.	〃	〃
11月5日	〃	〃	〃	[52]			S./Ga./B.	〃	〃
11月7日	〃	〃	〃	[61]			inq./Ga./B.	〃	〃
11月11日	〃	〃	〃	[60]			V./S.	〃	〃
11月12日	〃	〃	〃	[57]			V.	Ve./Be.	P.
11月14日	〃	〃	〃	[59]			〃	〃	〃
							V./S.		P.
							inq./Ga./B.		
							inq.		Go.

日	付	場	所	文書番号	内	容	異端審問官・補佐人	証人	文書作成者 (書記)
11月15日	ア	ビ	ラ	[62]	Yucé による Mosé, Tazarte, Perejón に関する供述の確認*	に関する	V.		P.
11月16日	〃	〃	〃	[63]	Yucé に対するアウト・デ・フェ ①判決 ②Yucé による判決の確認 ③Yucé 処刑 (罪状承認) ④Benito 処刑 (罪状承認) ⑤Ocaña 処刑 (罪状承認) ⑥Juan 処刑 (罪状承認) Gabriel Sánchez の証言 Juan de Gómez の証言	V./S./G. P./市参事会員 7人/Pe./Br./ RV. など Sa./L. 〃 〃 〃	Go./P./L.		
11月17日	〃	〃	〃	[65]					Go.
11月18日	〃	〃	〃	[64]			V./S./Ga./B.		〃

〔人名略語表〕

- AF = Antonio de Frias (アビラ司教座教会書記)
 B = Juan Blazques (異端審問官補佐人, 異端審問所礼拝堂付司祭)
 Ba = Christóbal Barriga (異端審問所守衛)
 Be = Francisco Bezerra (獄吏)
 Bl = Juan Blazquez (異端審問官補佐人, アビラ教会聖堂参事会員)
 Br = Diego de Bretonia (サラマンカ大学聖書学教授)
 C = Juan López de Cigales (異端審問官, クエンカ教会聖堂参事会員)
 D = Rodrigo Dávila (パレンシア司教)
 G = Alonso de Guevara (異端審問所檢察官)
 Ga = Juan Gallego de la Coruña (異端審問官補佐人, アビラの San Tomás 修道院修道士)
 Gi = Gil (同上)
 Go = Antón González (異端審問所書記)
 I = Pedro Iniguez de San Martín (同上)
 L = Juan de León (同上)
 M = Diego Martín (異端審問所拷問吏)
 N = Juan de Navas (異端審問所守衛)
 P = Martín Pérez (異端審問所書記)
 PF = Pedro de Frias (異端審問所収納吏)
 Pe = Antonio de la Peña (サラマンカの San Esteban 修道院長)
 RV = Rodrigo Vela (サラマンカの San Francisco 修道院長)
- S = Fernando de Santo Domingo (異端審問官, ドミニコ会修道士)
 Sa = Álvaro de Sant Estevan (アビラのコレヒドール (国王代官))
 Se = Juan de la Serna (異端審問官補佐人, アビラ教会聖堂参事会員)
 T = Tristán de Medina (アビラ教会聖堂参事会員)
 V = Pedro de Villada (異端審問官, レオン教会 San Marcelo・ブルゴス教会 San Millán 修道院長)
 Va = Alonso de Valisa (ドミニコ会修道士)
 Ve = Nicolás Velón (異端審問所執達吏)
- 〔註〕
 1) 異端審問官であることは判るが、個人名を挙げていないもの。但しその場合でも前後関係から個人名の特定出来るものは除く。
 2) 供述が拷問によって得られたものであることを示す。
 3) 異端審問官補佐人であることは判るが、個人名を挙げていないもの。但しその場合でも前後関係から個人名の特定出来るものは除く。
 4) 確認が檢察官からの異端審問官に対する要求によってなされたことが明記されているもの。
 5) “francisco becerro criado del Señor alguacil velón” とあるが、“francisco bezerra carcelero” と同一人物であると判断しておく。

(6) 追加証言と結審 (fols. 36v. -41r.) [53-62]

(7) アウト・デ・フェ (fols. 42v. -45v.) [63]

(8) 追加証言 (fols. 45v. -47r.) [64-65]

これらの文書の内容を詳しく見ることは紙幅の都合で出来ず、また別稿で詳しく検討することにもなるので、ここではこれらの文書を日付順に配列し直して裁判の経過を把握し得るようにしておくに留めたい (<表3>)。

この表から窺われる裁判に関係した人員についての留意点を列挙しておく。

① 異端審問官は1490年8月27日付の委任状に現われる3人であり、通常彼らによって裁かれたとされる。しかし Cigales は1491年8月1日付の文書に“licenciado inquisidor” (Villada は doctor (博士) であり, licenciado (学士) の学位で表記されるのは Cigales である) として現われるが、その後はアウト・デ・フェの最終判決に至るまで姿を現わさないままで終わっている (勿論、その後, inq. として表記されている中に Cigales の入っている可能性は皆無ではない)。これから見て、この頃に死亡を含む何らかの理由で執務不能となったものと推測される。

② 補佐人は3人の異端審問官によって任命された人々であり都合5人現われる。この内 Juan Blazquez は僅か2つの文書に現われるにすぎず、他の4人に比して頻度が極端に少ない。Juan Blazques と名前が酷似しているが同一文書に並列して、異なった地位・身分で現われるから同一人物と見做すことは出来ない。5人のうち2人が異端審問長官 Torquemada が修道院長を務める修道院の修道士であることは注目される。

③ 弁護士 (letrado) と訴訟代理人 (procurador) は1490年12月17日に異端審問官から任命されている。このうち後者は、5日後に別人と交代して辞任したととれるが、1491年1月22日付の文書に再び現われており、この間の事情は詳らかでない。弁護士は、1491年11月7日の被告の抗弁のところで、「弁護人の意見に従って」という表現があり、恐らく最終判決まで同一人物が職責を完うとしたと考えられる。

④ 証人は、供述 (対決尋問も含む) やその確認以外の場合で必ず現われており、法廷では異端審問所の職員 (執達吏, 獄吏, 守衛, 収納吏, 書記) がこの役割を果たしていたことが判る。

⑤ 書記は少なくとも1人は必ず、裁判のすべての場面に同席していたと思われるが、その書記の名が文書に明記されている場合とそうでない場合とがある。前出の3人の書記が中心となっているが、文書〔9〕のみ別人が現われている。

史料2 Benito García に対する異端審問判決(1491年11月16日)¹⁰⁾

後出の史料7に収録されている (Biblioteca Nacional, código, Aa 105, fols. 37v. -41r.)。異端審問官, 検察官, トレード大司教の代理としての教会裁判官 (jueces ordinarios) など, アウト・デ・フェに列席した人々は Yucé の場合と全く同じである。判決内容は、罪状の列挙と刑の言渡から成り、本人に対しては全財産没収と俗権への引渡し (焚刑) が言渡されているが、子孫にも累が及び、すべての聖俗職位に関する無資格, 服装などの規制が定められている。

史料3 史料2のカタルーニャ語訳 (1491年11月16日)¹¹⁾

Colección de documentos inéditos del archivo general de la Corona de Aragón, tomo XXVIII, Barcelona, 1865, pp. 68-75から Fita が転載している。同時にこの巻の编者による註記を転載しているが、そこには Carbonell の著作からの転載である旨が記されている。この著作については、やはりそこから本史料の一部を転載している Menéndez Pelayo は *Opúsculos* の tomo 2 と記しているのみだが¹²⁾、Fita によるとそれは、Pedro Miguel Carbonell, *Liber descriptionis reconciliationisque purgationis et condemnationis hereticorum alias de gestis hereticorum* であり¹³⁾、私が検索した目録によるとこれは、上記の *Colección*, t. XXVII (1864), pp. 377-395, t. XXVIII (1865), pp. 5-235 に収録されている¹⁴⁾。本史料は史料2の全訳ではなく、刑の言渡の部分は省かれている。この訳文は異端審問長官 Torquemada の命令によって作成され、バルセロナ異端審問所に送付されたものである。本史料と史料2とは細かい点で違いがある。即ち、史料2では“con otro corazón (別な心臓で)”となっている所が、本史料では“ab lo dit mateix damunt dit [ó] altre cor (同じ心臓か [或いは] 別な心臓で)”となっている。Fita はこれから、Vegas が転記の際に抹消を行ったものと推測している¹⁵⁾。つまりこの部分についてはカタルーニャ語訳の方が判決原文の原形を伝えているというのである。

史料4 Antón González (アビラ市の書記) がラ・グアルディアの当局などに宛てた書簡 (1491年11月17日)¹⁶⁾

<表2>の Yepes, fols. 42r.-48v. に収められており、Fita がこれから転載している。Fita はとくに触れていないが、この González なる人物は、史料1の作成者の3人の異端審問所書記の1人に同名同姓の人物がいるので、これと同一人物であるとして間違いないと思われる。従ってこの書簡は異端審問官の指示をうけて書かれたものではないかと推測されるのだが、それにしても書式が奇妙であり、その旨の明記はない。となると González が自分の一存で書いたものなのであろうか。形式的にかかる疑問がある上に、内容的にも整っているとは言い難く、偽文書ではないかという疑念も生ずる。Baer は全く根拠を挙げてはいないが、やはり後世の捏造ではないかと疑っている¹⁷⁾。しかし偽文書だとするとその作成の動機が明らかではないし、ここでは判断は留保し、一応内容を要約しておく。

「Benito に対する判決文を書簡に添えて送った。Franco 兄弟に対する判決文も将来送る。彼らは磔殺以外に異端的行為を行っており、割礼を受けたユダヤ人であった。Benito, Juan de Ocaña, Juan Franco はキリスト教に立帰り改悛の情を示したので絞殺後に焚刑に処せられたが、「その他の者は責め苛まれながら死んだ」(即ち、生きたままとろ火で焼かれた)。Juan Franco が子供の埋葬場所として示した場所——そこには墓穴のあることがはっきりと確認された——を耕やさせないように懇請する。両陛下や枢機卿閣下(トレード大司教 González de Mendoza)に見て頂かねばならないから。またそこには目印を置くべきである。異端審問官は祝祭日にラ・グアルディアの教会の説教壇で Benito の判決文を読上げるよう Alonso Domínguez に命じた。」

史料5 アビラ市当局に宛てた国王書簡 (1491年12月16日)¹⁸⁾

アビラ市立文書館 (Archivo municipal de Ávila) 所蔵の原本からFitaが活字化している。内容を要約すると以下の通りである。

「ラ・グアルディアの住人である何人かの異端者と2人のユダヤ人に対してアビラ市の異端審問所が行った処刑によって民衆が暴動を起こし、1人のユダヤ人を投石で殺したので、同市のユダヤ人たちが危険を感じて余らに保護を求めて来た。それ故、余らはこれを受け入れ、ユダヤ人とその妻子・召使い、それにその全財産を余らの保護下に置くものである。」

時期からみて、また2人のユダヤ人という符合(即ち, Yucé とÇa) からして、ここでいう処刑が事件の被告らの処刑(1491年11月16日)を指すことはほぼ確実であり、そのアウト・デ・フェが民衆の反ユダヤ人感情を煽り立て、暴動が発生して1人のユダヤ人が犠牲となったことが判る。

史料6 Hernando de la Rivera に対する判決 (1521年)¹⁹⁾

Yepes, fols. 49r. -52r. に収められており、Fita が転載している。Rivera はテムブレーケの住人で San Juan 修道院長付の勘定役 (contador) であるが、この人物については、史料7, *Relaciones topográficas de los pueblos de España* (1575年) のテムブレーケの項, Nieva Calvo (<表2>参照), に夫々言及がある²⁰⁾。判決文の中で事件との関わりに言及しているのは、検察官による起訴・求刑の部分で、そこでは Rivera が実質的にはユダヤ教徒であり、異端背教の罪を犯していること、「聖なるカトリックの信仰に対して抱いている敵意から、ラ・グアルディアの洞窟で罪なき子を礎にして殺害することに加わり、ピラトとなってかの子供に判決を下した」ことを挙げ、彼を破門・全財産没収・俗権への引渡しに処するよう求めている。

この人物は史料1には全く現われないこと、事件との関わりは起訴・求刑の部分に出て来るのみで、判決文の他の部分である Rivera の自白や、刑の言渡の部分にも言及がないことから判断して、かかる人物が実在し、異端者として断罪・処刑されたことが事実だとしても、事件との関わり合いは検察官のこじつけか、或いは後世の挿入ではなかろうか。

史料7 Damián de Vegas の覚書 (1544年)²¹⁾

Biblioteca Nacional, código *Aa 105*, fols. 32r. -41r. を Fita が活字化している。留意すべき内容を列挙しておく。

①被害者の子供の名は Cristóbal (Cristobalico とも表記) で、年齢は7～8歳、母は盲目でトレードに住む。②犯行時日は1492年3月。③子供の遺体は洞窟から4レグワ離れた Nuestra Señora de Pena の庵の近くに埋葬した。④ラ・グアルディアの教会の香部屋係 Juan de Gómez からホスチアを入手した。⑤心臓とホスチアをもたせて Benito をアビラのユダヤ人賢者の許へ派遣した。⑥4人が生きたまま火刑に処せられたが、残りの者は絞殺後に焼かれた。⑦Juan Franco が埋葬場所を示したが、遺体は発見されなかった。⑧異端審問所がアビラからトレードに移り、事件の裁判文書をもっていた書記たちがバリャドリーやグラナーダへ移ると、裁判文書も分散した。1533年にトレード大司教に裁判文書の写しを町当局が求めるが、大司教は人心を動揺させることになるとして断わった。同地の一住民がバリャドリーへ赴き、Benito の裁判文書を発見し、その写しを持ち帰った。

なお、町当局に伝わる事件についての覚書がある²²⁾。

さて著者の Vegas は、本史料の中で médico (医師) と notario apostólico (司教座聖堂付書記) の異なった肩書で現われており、Fita は前者は何らかの誤りではないかとしているが、ともかく正体のはっきりしない人物である。Fita は本史料の内容と史料 1 及び史料 2 との矛盾点を挙げ、その史料的価値の低いことを示唆しており、また史料 4 によれば町当局が Benito に対する判決を保存していた筈であり、何故態々バリャドリーまで判決文を入手しに行く必要があったのかという疑問も呈示している²³⁾。そこまで言わなくとも、本史料には一読して明らかなように多くの荒唐無稽な記事がある。例えば、磔にした子供の心臓を取出すため右胸を切開くが見つからず、子供に尋ねると反対側だと答えたので、そこを切開いて取出したとか、子供が死んだとき、母親の眼が見えるようになったとかなど²⁴⁾。これのみでも史料的価値の低さは瞭然としていると言えるのではなかろうか。しかし Yepes は本史料を無批判的に受入れ、更には、事件のホスチアは荘重な行列によってアビラの Santo Tomás 修道院に運ばれ安置されたが、同地にペストが蔓延した折、このホスチアを持出して敬虔なる行列を催したところ熄んだ、というような後日譚まで付加している²⁵⁾。Yepes によって権威を与えられた Vegas の覚書の内容は、その後、Ramírez, Vega, Cañizares の文学作品の素材として用いられ、流布することになったのである。

史料 8 D. Juan Martínez Siliceo (トレード大司教) の覚書 (1547年)²⁶⁾

Biblioteca Nacional, códice Aa 105, fol. 47v. より Fita が活字化している。大司教が1547年の純血規定 (Estatuto de limpieza ユダヤ系キリスト教徒を大聖堂の聖職禄受与から排除した規定) に反対する聖堂参事会員に対して申立てた制定理由の中の一節。

「最近、当市より 9 レグワの当大司教区内の町であるラ・グアルディアの近くで、8 歳位の子供を多くの異端者の仲間が磔にした。その際、彼らの祖先たちがキリストに対して加えたすべての苦行を課したが、これは極めて確かな事ようだ。」

Fita は、磔殺の時日は最近ではない、子供の年齢は 8 歳ではない、犯人はユダヤ人も含みすべてが異端者 (フダイサンテ) ではないなど、殆どすべての内容が誤りであると指摘している。このように史料的には殆ど全く価値のないものと言えようが、これが史料 7 と同じく Sebastián de Orozco (法律家・詩人) によって作成された写本 (códice) に含まれていることが注目される。当該写本は純血規定に関する文書を多く含むというが²⁷⁾、純血規定の正当化のためにはコンベルソの異端性を強調するのが好都合であり、それに適した文書が収集されたのであろう。そしてその一つが史料 7 であったということになる。

史料 9 七編の裁判文書の要約 (1569年 9 月 19 日)

トレード大司教代理の Sancho Busto de Villegas²⁸⁾ の命令で、バリャドリー異端審問所文書庫からマドリードへ運ばれた事件に関する七編の裁判文書について、異端審問会議 (Consejo de la Suprema Inquisición) の 3 人の書記 Pedro de Tapia, Alonso de Dóriga, Mateo Vázquez が作成した要約である。〈表 2〉の Guzmán と Martínez Moreno に収録されている (一般には後者が利用

されている)が、本稿ではこれが利用出来なかったため、Sabatini による英訳²⁹⁾を利用した。Busto de Villegas は1569年11月25日に、ラ・グアルディアの町当局に対してこの要約を町の文書庫に保存し、また《聖なる子》の洞窟の庵にこれを転写した平板を掲げるように伝えている。この要約には犯人の人名は全く挙げられていないが、Fita は裁判文書の対象である7人はラ・グアルディアの住人であった Franco 兄弟4人、Benito, Juan de Ocaña, Juan de Gómez であろうと推測している³⁰⁾。以下に留意すべき内容を列挙しておく。

- ① 事件の契機はコンベルソとユダヤ人の各1人がトレードでアウト・デ・フェを目撃したことである。
- ② 磔殺された子供は年齢は3～4歳、名前は Juan de Pasamontes, 父親は Alonso de Pasamontes, 母親は Juana La Guindera である。
- ③ 子供の遺体は Santa María de Pera 教会の近くのぶどう畑に埋められた。
- ④ 被告の1人を埋葬場所に連れて行き、そこで「すべての真実と証明」とを見出した³¹⁾。

Ⅲ

以上、九編の史料を見てきたが、史料5を除けばすべて事件の実在性に関連のある史料であると言える。この内、史料3は極く一部の異同を除くと史料2と同じものであり、また史料6の関連部分は信憑性の疑わしいものである。また史料7は史料2の部分を除くと到底依拠するに足るものではない。史料8は極く短かい上に誤りが多すぎる。結局、今後の考察は根本史料である史料1を中心として、これに史料2, 4, 9を突き合わせながら進められる必要があるということになる。

ところで史料1, 2は事件に関する裁判文書の一部にすぎないことが銘記さるべきである。Fita は、史料1から存在の推定される他の裁判文書を挙げている³²⁾。これらの推定が妥当であるかは、なお検討を要するが、少なくとも Ça, Benito, Ocaña, Juan の4人については、その供述が史料1に含まれていることから、彼らに対する裁判の文書が Yucé と同様に作成されていたことはほぼ確実であろう。この点で注目されるのが Amador de los Ríos が、その後 Alcalá de Henares に移されたトレード異端審問所文書の中にある事件の裁判文書を1845年に調べたと述べていることである³³⁾。彼によるとこの裁判は1490年12月1日から1491年11月17日まで続いたということであり、これから Fita はこの裁判文書は史料1とは別の文書であろうと考えている³⁴⁾。Fita はこの件について Alcalá de Henares 中央総合文書館 (Archivo General Central) に照会し、そこから送られてきた書類を公表しているが、そこには、トレード異端審問所廃止後にその文書を保管していたトレード県が、1861年に Alcalá にそれを移管する際に作った簡単な目録があり、その中に「C. L. の文字の記された箱には《ラ・グアルディアの子供》の磔の姿を描いた絵がついていたが、その一件書類はばらの紙葉の中に見出されなかった」という記載がある³⁵⁾。つまり1845年に Amador が見たという文書は、1861年には既に散佚していたということになる。このように限られた根本史料しか残

存していない、乃至はまだ発掘されていないという状況を充分念頭において今後の研究が進められる必要があると思われる。

裁判文書以外の事件関係史料は Fita によって発掘され尽したという感があるが、Carrete Parrondo は Fita の知らなかった事件に関する二つの報告の存在を指摘している³⁶⁾。即ち、エル・エスコリアル図書館 (Bibl. Escorial) 所蔵の修道士 Bonifacio de Chinchón によるもの、マドリード王立図書館 (Bibl. Real de Madrid) 所蔵のカルロス 1 世時代の無名者によるものである。残念ながら、これらの活字化や、内容の紹介は管見の限りでは今日までまだなされていない。

IV

以上、史料に関する状況を見てきたが、次に事件に関する諸研究の内事件の実在性に関して自らの見解を表明しているもの、或いはそれが推測し得るものを年代順に見ていくが、出来る限り多くの論者の見解を知るという観点から、当該事件を直接の対象としているもののみでなく、より広いテーマに関する著述の中で事件に言及しているものも含めて見ていくことにしたい。

(1) Lindo (1848)³⁷⁾ 「1491年に次のような信じ難い話が修道士たちによって喧伝された」として、事件について略述した後に、「これが人々の心をイスラエルの子孫に対して煽り立てようとして修道士たちが捏造した話である」と結んでいる。引用文から明らかなように明確な虚構説に立っていると言ってよい。典拠文献は全く挙げられていない。

(2) Amador de los Ríos (1875)³⁸⁾ ユダヤ人追放令に関する記述につけた長文の脚註の中で事件に言及しているが、そこでの議論は専ら事件と追放令との関連に集中しており、事件の実在性そのものについての言明はとくにない。事件が虚構のものであっても、それが影響を及ぼすことは当然あり得るから、影響について論じているからといって、その論者が事件を実在のものと考えていたという結論を直ちに引出すことは出来ない。しかし虚構であると考えている場合には、予めそう前置きした上で影響に関する議論に入るのが自然であるから、Amador は実在説に立つと言って誤りないと思われる。とくに実在性について言明していないのは、彼にとってそれが余りにも自明のことであったからだと推測される。典拠文献の明示はないが、既述のように裁判文書を見たと言っている。

(3) Menéndez Pelayo (1877-80)³⁹⁾ 事件の被告らを「人の形をした獣」(humanas fieras) と呼び、憎悪を隠さない著者は、「《ラ・グアルディアの子供^{ニーニョ}》の謀殺を否定することが流行しているが、それは裁判によって証明されており、また類似の歴史上の前例にも事欠かない」として、当然のことながら、実在説を堅持している。典拠文献として、Yepes, Ramírez を挙げ、史料として Carbonell から採った史料³を利用している。なお、裁判文書の原本が Archivo de Alcalá de Henares にあると記しているが、恐らくこれは(2)の受け売りであり、現物は見ていないものと推定される。

(4) Fita (1887) 事件の関係史料の発掘・公刊に多大な貢献をした Fita は、事件の実在性に関して自説を必ずしも明確に述べている訳ではないが、それを窺わせる材料はある。それは Loeb が、「Fidel Fita 氏は、《ラ・グアルディアの子供》の実在性と殺害とを確固として信じている」と述べていることである⁴⁰⁾。Loeb はこの言明の根拠となる文献を挙示していないし、管見の限りでは、Fita がこのように自らの主張を述べている文献はない。Fita が *REJ* 誌上の Loeb の論文を *BRAH* 誌上に転載していること⁴¹⁾、史料1の脚注に Loeb の教示によるものがあること⁴²⁾ などからして両者間の交流が推察され、Loeb 宛の私信や直接の会話などで Fita がかかる見解を表明したのではないかと想像される。ともかくもこの事実から Fita は実在説に立っていたと考えてよからう。

(5) Loeb (1887)⁴³⁾ 史料1に逸早く詳細な検討を加え、事件の虚構性を論証しようとしたのが Loeb である。論点は実に詳細で多岐に亘るが、今後の考察のために煩を厭わず、整理しておくことにする。

①《ラ・グアルディアの子供》の殺害は、仮令それがあつたとしても儀式殺人ではない⁴⁴⁾。理由
④殺害は宗教とは無関係な魔術・妖術として遂行されている。⑤殺害はフダイサンテの利益のために、フダイサンテの教唆により、キリスト教の迷信に動かされて遂行されている。目的はユダヤ教の儀式遂行のために、キリスト教徒の子供の血を利用するためではなく、フダイサンテの行う魔術に子供の心臓を利用するためである。通例の理解では、ユダヤ人がホスチアを刺し貫きキリストの血を流させるとされているが、事件ではかかることはなされておらず、ホスチアは黒魔術のために利用されている。

②現存する二つの判決 (A) Yucé (B) Benito) の間に矛盾がある⁴⁵⁾。④2回目の被告らの会合で、④は Tazarte による妖術がなされたとし、⑤はサモーラで妖術を行うべく同地へのホスチアと心臓の運搬が Benito に託されたとしている。⑥3回目の会合で、④はサモーラへの Benito 派遣が決められたとしているが、⑤はその場で妖術がなされたとしている。

③異端審問所によってなされた訊問は、裁判にとって今日では不可欠と判断される保障が被告に与えられておらず、法的価値をもたない⁴⁶⁾。④被告は裁判官の前で弁護人の助言を得られない。⑤証人は被告の関知しないところで証言を聴取され、証言内容は被告に伝えられたとしても、証人名や証言の日付などは知り得ない。⑥被告は別々に取調べられ、互いに証人と見做される。④対決尋問は、被告らの証言を継ぎ合わせて唯一の陳述としてしまうために全くの茶番である。⑤拷問やその恐怖は、被告の証言や自白の信憑性を損う。

④ Benito の1491年9月24日付の供述と他の被告の供述との矛盾⁴⁷⁾。⑥磔殺に用いられた十字架を Benito は教会から盗んだ2本の木材から作ったと言うが、他の者は只の木材だと言っている。⑥ Benito は子供を十字架に釘づけにしたと言い、他の者は縛ったと言う。⑦ Benito は子供は絞殺されたといい、他の者は出血死したと言う。④ Benito のみが犯行現場の洞窟を照らしたロウソクを教会から盗んだものと言う。⑤ Benito のみが遺体を教会のぶどう畑に埋めたと言う。

⑤被告の供述を確かめる努力が全くなされておらず、現場検証も行われていない⁴⁸⁾。④子供の遺

体。埋葬場所は各被告の供述によって異なっており、Esconchon 川流域のラ・グアルディア溪谷 (Yucé), 殆ど同じ場所の近くにある峡谷 (Ocaña), ラ・グアルディアの Santa María de Pera 教会のぶどう畑 (Benito), 同教会の近辺 (Juan) となっているが, 各被告を現場に連行して埋葬場所を示させ, そこを調べる程容易なことではない筈である。史料9は1人の被告を現場に連行し, そこで証拠が発見されたと記しているが, 何故1人しか連行しなかったのか疑問であるし, 何よりも判決そのものが埋葬場所を確認出来なかったことを認めていることと矛盾する。⑥犯行現場。被告の多くの供述は, ラ・グアルディア近傍の洞窟という点で一致しているが, 更に詳しくなると相違があり, ラ・グアルディアと Dos Barrios との間の洞窟 (Yucé, Ça), ラ・グアルディアと Ocaña との間の右手にある Carre Ocaña の洞窟 (Juan, Ocaña) となる。しかし, Benito のみが Villapalmas の岩山としている。被告を現場に連行し, 犯行現場を示させることは簡単なことではないか。⑦証拠品。十字架の木, 血管を切開したナイフ, 血を集めた鉢, 犯行中に洞窟の入口を塞いだ被い, 墓穴を掘るためのシャベル, 子供の衣服, これらはすべて裁判文書に出て来るが, 被告にそれらを見せると言ったら, 彼らを当惑させたであろう。異端審問所も分別があるからそれを要求しなかった。(つまり供述が虚偽であるから, かかる証拠品は元々存在しておらず, 虚偽の供述を引出した異端審問官も当然それを承知していたので探求しなかったというのであろう) ⑧ラビの Mosé Abenamis が実在したのか, 彼が Benito から妖術の依頼を受けたのかについて知ろうとしていない。⑨キリスト教徒の子供が本当に失踪したのかについて調査した形跡がない。Yucé はラ・グアルディアとリールで子供が失踪したと言い, 後には Juan がトレードから子供を連れて来たと言っており, 後者は Juan, Benito, Ocaña も同様である。Ocaña はまた Mosé がキンタナールで子供を誘拐したとも述べており, 父親がキンタナール在住の Alonso Martín であると供述している。何故, 異端審問所はこれらの土地で調査をしなかったのか。

⑥時の問題⁴⁹⁾。① Yucé の供述の中で時の言及のあるものを挙げると, ①3年前に Alonso が彼とその兄弟が聖金曜日にキリスト教徒の子供を殺したと Yucé に語った。②4年前に, ホスチアによる妖術への参加を勧められたが断わった。③4年前に心臓とホスチアによる妖術を行ったということ聞いた。④3年前に Alonso と Benito がホスチアを盗み, Yucé がこれをトレードのラビ Peres の許へ届けた。以上に見られる Yucé の供述のズレは, 彼が相手が自分に何を言わせようとしているのかを探ろうとしていたことを示す。(つまり異端審問官の意向に沿った迎合的な供述をしようとしていたというのである) ⑤ Yucé は或る供述では被告らの3回の会合のうち, 2回目と3回目の間に6ヶ月の期間があったとしているが, 別な供述からは1年間あったことになり矛盾する。⑥ Yucé は1491年7月19日の供述で磔殺は3年前の四旬節に行われたとしており, これから犯行日は1488年3月末～4月初めとなる。Benito が逮捕され最初の尋問を受けたのが1490年6月6日であるから, 彼は同年3～4月頃にサモーラへ向けて発ったと推測される。Benito に対する判決によると, 彼は2回目の会合(殺害の15日後)に発っており, これだと殺害日は1490年2～3月となり, また Yucé に対する判決によって3回目の会合(殺害後6カ月または1年後)に出発した

としても、殺害日は1489年秋か1489年3月となり、何れにしても1488年3月末～4月初めという時と食違う。④1490年10月の Yucé の供述に3年程前（1487年10月）に Alonso が彼に don David が暫く前に死んだと述べたとあるが、この人物が David de Perejón であるとすれば、彼が殺害に参加出来た筈がない。Tazarte と Mosé という David と同様に裁判の時に既に死亡していた者が、彼と同様でなかったかどうか、誰に分らうか。（つまりこれら3人のユダヤ人は犯行に加わっていないかというのである）⑤ Alonso の叔父でラ・グアルディア教会の香部屋係の Gabriel Sánchez は、1491年11月18日の証言で、2年前に Alonso の依頼でホスチアを Benito に手渡したと述べているが、この2年前という時が、事件を繞るすべての時の基準となったのではなからうか。Gabriel は投獄されており、他の被告と言葉を交わす機会があった筈である。（Gabriel の提示した時が、他の被告に伝わり、彼らが虚偽の供述を行う際の基準となったというのであろう）

⑦今まで挙げてきた矛盾以外の被告の供述などの間の矛盾⁵⁰⁾（括弧内は供述者を示す）。①子供の誘拐者。Juan, Juan と García (Yucé), Juan と Benito (Juan), Mosé (Ocaña)。②十字架の木。オリブの木材 (Juan), 垂木と車軸の断片 (Benito)。③十字架へのつけ方。Benito のみが釘づけにしたといい、他は縛ったという。④子供の血管を切開いた者。Alonso (Yucé, Juan), Yucé (Ocaña)。なお、血を流させるため Yucé が子供の腕を支えていたと Ocaña は言うが、腕は十字架に固定されていてその必要はない筈である。⑤胸を切開いて心臓を取出した者。Juan (同人), Juan が切開き, García が取出した (Yucé)。⑥血を容れた器。片腕の血は鍋, もう一方の腕の血は土壺 (Juan)。鍋 (Yucé), 鍋と鉢 (Benito に対する判決)。⑦子供の死因。Benito のみが絞殺, 他は出血死と供述。⑧洞窟内部の照明。光 (Juan), 教会の1本のロウソク (Benito), 教会の数本のロウソク (Yucé)。⑨洞窟入口の被い。カッパ (Yucé), 毛布 (Benito)。⑩死体埋葬者。García と Juan (Yucé), Juan と Alonso (Juan)。⑪子供の年齢。3～4歳 (Yucé), Yucé が11歳だと述べた (Alonso Enríquez の証言)。⑫史料1と史料9との間の矛盾。後者はキンタナールのユダヤ人 (Juan ではない) がトレードで子供を誘拐したといい、子供の名は Juan (前者では不明) で、父は Alonso de Pasamontes (前者では Alonso Martín), 母は Juana La Guindera であるとする。

⑧事件を繞る疑問点⁵¹⁾。①ユダヤ人が犯行に加わっている点。妖術は異端審問所の追及から身を守るためになされたのであり、ユダヤ人は妖術の効果を確認するために必要な人数を充たす目的で参加したにすぎない。Yucé は妖術は全キリスト教徒を滅亡させ、ユダヤ教の勝利を導くためであったとしているが、ユダヤ人がかかる貧弱な妖術がそれ程の力をもつと信じたり、単なるパンの固まりと見做しているホスチアがかかる魔力をもつと信じたりすることは考え難い。（即ち、ユダヤ人が犯行に加わっているのは不自然だというのである）②11人の被告は洞窟でしばしば会合しているが、これらの多くの人間の往来がラ・グアルディアのような小さな集落で、誰にも気づかれぬことがあるか。また誰もそれに疑問を抱かなかったのだろうか。洞窟から洩れたかも知れない明かりを誰も見なかったのだろうか。③犯行は時間的・距離的に実行不可能である。犯行の所要時間は、テムブレーケの自宅→子供の監禁場所→テムブレーケ→ラ・グアルディア→洞窟までが少なく

とも8時間を要し、殺害の実行から埋葬までが10時間かかり、都合18時間を必要とするので、夜明け前に人目につかずに帰宅するのは不可能である。④キリスト教徒の伝説によると、ユダヤ人は踰越祭のためにキリスト教徒の子供の血を必要とするので殺害をされると言われるが、事件では踰越祭も子供の血も何の役割も演じていない。⑤1回目の会合で取出された子供の心臓が、2回目(15日後)、3回目(6カ月または1年後)まで、沉んやサモーラへ向かう長旅の間まで保存出来たのだろうか。塩をふりかけたという供述もあるが、それで充分だったのか。⑥アストルガで逮捕された Benito はホスチアのみをもち、同時にもっていた筈の心臓とラビの Abenamias 宛の手紙はもっていなかった。⑦Benito はサモーラに赴くのに態々サンティヤゴへ赴き、その帰路にサモーラに立寄ろうとするという不可解な行程をとっている。⑧監視を全く免れ自由に自分の考えを述べ得た状況で交わされた牢獄内での会話において、Benito は裁判が不正なもので、被告の財産没収を狙ったものだと Yucé に語っているが、本当に犯行を犯しているなら、かかる発言はあり得ない。

以上の詳細な検討から著者は、結論を3項目に纏めている。「1. 拷問やその威嚇によって得られた証人の供述は、矛盾や疑わしい事柄や事実上不可能な事柄に充ちている。2. 裁判官は真実を発見するための調査や検証を行っておらず、その義務を全く果たさなかった。3. 彼らは犯行の時を確定出来ず、キリスト教徒の子供の失踪、遺体、遺骸を発見しなかった」。そして最後にイタリックで強調して、「《ラ・グアルディアの子供^{ニーニョ}》は全く実在しなかった」と結んでいる⁵²⁾。

(6) Lea (1889, 1905-06) (A) 1889年。⁵³⁾ 「《^{サント・ニーニョ}聖なる子》は拷問と絶望によって生み出された単なる想像の産物にすぎなかった⁵⁴⁾」という部分に端的に示されているように、Lea は虚構説を唱えているが、その論拠を列挙しておく。

①有罪確定証拠 (corpus delicti) が、Benito の背囊の中から見つかったホスチア以外にはない⁵⁵⁾。②子供の両親、子供の遺体・心臓の何れも現われていない。③子供の親をキンタナールの Alonso Martín とする供述 (Ocaña) もあるが、かかる人物が探し出された形跡はない。④ Juan は埋葬場所を示し、発掘されたものの遺骸は出て来なかった。⑤ Benito がホスチアとともに運んだ筈の心臓は背囊から発見されなかった。

⑥供述などの間に矛盾がある⁵⁶⁾。⑦犯行の時。1488年の復活祭、単に1489年、1489年の復活祭 (Yucé), 1490年2月 (Juan de Gómez 証言), 1490年12月 (Yucé, Benito, Ocaña)。⑧心臓を取出した者。García (Yucé), Juan (同人)。⑨ホスチアと心臓の数。各1が大部分の供述。しかし2つのホスチア (Yucé), 2つずつのホスチアと心臓 (Benito に対する判決) とするものもある。⑩史料9と史料1との矛盾。トレードでアウト・デ・フェを目撃したコンベルソがユダヤ人に恐怖を語り、ユダヤ人がキリスト教徒の子供の心臓を入手すればすべて回避出来ると告げた (史料9)。最初はホスチアのみによる妖術を行ったが、Alonso がトレードのアウト・デ・フェで罪の償いをさせられたことからこれが無効と判り、Franco 兄弟が Tazarte により強力な呪術を要請し、Tazarte がキリスト教徒の子供を獲得するように命じた (史料1の Juan の供述)。⑪子供の獲得方法。Juan がトレードで誘拐し、洞窟に連れて来た (Yucé)。Mosé がキンタナールからテムブレー

ケに子供 (Alonso Martín の息子) を連れて来て、そこから洞窟までは Mosé, Yucé, Ça, Perejón, Tazarte, Juan が運んだ (Ocaña)。Juan がトレード大聖堂で誘拐した (同人及び Benito)。

①子供の名前。不明 (史料1)。Alonso de Pasamontes と Juana La Guindera の息子 Juan (史料9)、盲目の母の息子 Cristóbal (史料6)。

③サモーラにホスチアと心臓を届ける役目の Benito が態々遠回りをしてコンポステラに赴いてから、その帰路にサモーラに向かっている行程は不自然である⁵⁷⁾。

④異端審問所の裁判権に服さないユダヤ人がコンベルソを守るためにかかる危険な企てに手を貸すことは極めてありそうにないことである。妖術成功のためには5人ずつのコンベルソとユダヤ人が参加することが必要だと申立てられてはいるが⁵⁸⁾。

⑤長期に亘る投獄と繰返された拷問によって被告が架空の出来事を自白したと疑い得る⁵⁹⁾。

(B) 1905-06年⁶⁰⁾。「嘘を織り混ぜて作った話全体が、明らかに拷問室において拵え上げたものなので、被告の供述における矛盾を調和させることは不可能であった」と述べ、供述の矛盾を根拠として虚構説を繰返している。

(7) Sabatini (1913)⁶¹⁾ 事件について6章 (第19-24章) に亘り詳細な記述がある。まず第19章で史料6・9を主な素材とする Martínez Moreno の著書を詳しく紹介し、この著書を読むと「事件全体がトルケマーダが莫大な精力を傾注していたユダヤ人に対する戦いを前進させるためにでっち上げられたという結論に到達しても驚くにはあたらない」とする。「しかし Fita の発見した Yucé の裁判記録は極めて異なる光を投げかけた。(中略)トルケマーダ自身がその目的〔ユダヤ人追放〕のために話を捏造したにすぎないという考えは、この証拠によって完全に払拭された」と述べて、実在説の立場を鮮明にする⁶²⁾。その後、史料1に基づいて裁判の経過を細かく辿った後に、虚構説の Loeb に周到な反駁を加えているが、その論点を以下に要約しておく。

① Loeb は調査はなされなかったというが、史料9によれば被告の1人を埋葬場所に連行しており、なされなかったとは言えない⁶³⁾。

② 日付の矛盾は、アストルガで逮捕されたときのホスチアと、会合でサモーラに送ることに決められたホスチアとは別物であるという仮説に立てば解消する⁶⁴⁾。

③ 磔殺で果たした各人の役割に関する供述の矛盾は、それが2年も前の出来事であることを考えれば、むしろ不可避のことである⁶⁵⁾。

④ 細かな矛盾はともかく、基本的事実に関する供述は一致している。これについて Loeb は、対決尋問のときに被告だけにしておき、彼らの間で共通の了解を形成させたとしているが、何ら証拠がない⁶⁶⁾。

⑤ 裁判記録は公表されるものではないから、それを取繕う必要はない。従って、作為が入念に続けられたという考え自体、根拠のないものである⁶⁷⁾。

⑥ 仮に対決尋問のときに Loeb の言うようなことがあったとしても、何故に彼らが、自分たちが焚刑に処せられることになるような共通の了解を行ったのか全く理解出来ない。彼らを死に至ら

しめる犯しもしない犯罪を自白する共通の了解を行う目的などがあり得るのか⁶⁸⁾。

⑦ Yucé はラビの Abraham (Alonso Enríquez の変装) に対して犯行を告白している。これに関する Loeb の議論は恣意的であり、仮にその議論を認めたとしても要点には影響しない⁶⁹⁾。

Sabatini はこのように Loeb の主張に論駁するが、唯一点、即ちもし犯行がなされたとしたらそれは儀式殺人ではなく魔術として行われたという点 (Sabatini の場合は、もしなされたとしたらではなく、なされたとなるが) には賛意を表す。つまり蠟や木の肖像ではなく生きた子供が利用された呪咀 (envoutement) という形態の魔術であると言うのである⁷⁰⁾。

(8) Roth (1932, 1937) 「ラ・グアルディアの無名の子供が儀式的目的〔の犯罪〕のためにアピラで殉教したというでっち上げられた話」(1932)⁷¹⁾。「ラ・グアルディアの無名の子供の儀式的目的のための殺人というでっち上げられた話」「最近の研究は、申立てられている犠牲者は少数の狂信的な聖職者の気違いじみた想像の中にしか存在しなかったという事実を立証した」(1937)⁷²⁾。以上の引用から著者が虚構説に与しているのは明白だが、具体的根拠は全く示されておらず、恐らく Lea の説をそのまま踏襲したものと推測される。

(9) Starkie (1940)⁷³⁾ 「暫く前までは、すべてがトルケマーダによる幻想であったという確信を表明した著述家もあった。しかし1887年に Fidel Fita 師が Yucé Franco に対する裁判の完全な記録を公刊して以来、〔子供の殺害という〕この史実をトルケマーダの想像に帰することは最早出来なくなっている」⁷⁴⁾。以上、抄訳した部分から著者が実在説に加担していることは確かであろう。なお、著者は犯罪の性格についてはそれを儀式殺人ではなく魔術であるとした Sabatini の所説に与している。

(10) Llorca (1942) 「これらの事実〔儀式殺人や瀆聖行為〕が虚偽だとか、少なくとも説得力のある仕方でその真実性を証明出来ないという考えが、しばしばとりわけ現代において支持されてきた。倦むことなき研究者 Fidel Fita 師が、一連の論文を公刊したのは、左程以前のことではない」⁷⁵⁾として、史料1の掲載された論文のタイトルを示している。これは虚構論に対する反駁として Fita によって公刊された史料1の存在が提示されていると解釈し得るから、著者は実在論者に属すると見てよからう。

(11) Baer (1945)⁷⁶⁾ 「妖術の実行や磔殺は反セム主義的な宣伝の創作物である」「殺害された男児は全く実在しなかった」⁷⁷⁾。以上の短文から Baer が虚構説に立つのは明白だが、以下にその論点を纏めておく。

①供述の間の矛盾。②被告らの会合の場所と時期。③被告各人が行った行為。④犯行の細部。⑤男児の出所。⑥その埋葬場所。以上の諸点を列挙しているのみで、該当の供述を詳しく挙示している訳ではない。

②異端審問官は矛盾の解明、事実の批判的分析、調査を真剣に行っていない。③ホスチアの探索。④誘拐現場への調査官の派遣。⑤失踪した子供の有無の調査。⑥埋葬場所の確定と遺体発掘のための調査。

③異端審問官は陰謀の首唱者が誰だったのか知ろうとせず、責任あるユダヤ人が犯行とユダヤ教との関連について明らかにするために裁判に関与することを許さなかった。

④弁護人はおざなりの弁護で満足し、かかる犯行の弁護者は同罪となるので、犯行が実際になされたことが明らかになった（異端審問官の見解によると）途端に辞任してしまった。

⑤有罪立証が被告自身の供述に依存している度合が、他の裁判におけるよりも遙かに大きい。

⑥弁護人の提出した弁護の議論は、裁判官によってあっさり却下された。

⑦裁判官は「証人」がすべて犯行に関与した者であり自己保身のために相互憎悪に傾き易いという事実を全く顧慮していない⁷⁸⁾。

⑧仮令、仮にユダヤ人が魔術を行ったとしても、そのためにキリスト教の祭具を用いたり、ユダヤ教徒でなく割礼もしていないコンベルソの参加を許すとは考えられない。また、「神以外に如何なる救い主もない」という裁判文書に見られる一被告の発言は純粋なユダヤ教的一神論の表明であり、聖別されたホスチアで魔術を施すというホスチアに一定の靈力を認める考えとは相容れない⁷⁹⁾。

⑨異端審問官の方針は、1年半の間投獄され、外界やユダヤ人社会と絶縁された人々から引出した供述をそのまま真実と見做すことにあった⁸⁰⁾。

(12) López Martínez (1954)⁸¹⁾ 著者は断固たる实在論者であり、Loeb に対しては、「Loeb は事柄が極めて明瞭であるところに矛盾を見出そうと努め、異端審問官にとっては、Loeb の主張によれば彼ら自身が捏造した裁判において、矛盾を回避することは殆ど造作のないことであったということに顧慮してしない。この点に関して、彼は物を見ようとしない盲人なのである」⁸²⁾と反駁している。つまり、事件が作り事であるならば、そこに矛盾をなくすことは容易であり、矛盾があることは却って事件の实在性を示すものだという論法である。著者に特徴的なのは、事件が特異なユダヤ人による偶発的なものではなく、ユダヤ人全体の危険性を象徴する出来事として捉えられていることである。彼はこの犯罪を被告らは儀式と考えていたと述べているが、ここにはこれを魔術であり儀式ではないとする Sabatini の見解への反論の意図が窺われる。また彼は「この犯罪が密かな儀式的伝統に従っていた」⁸³⁾と考えるかと述べているが、ここにはこの事件がユダヤ教の反キリスト教的伝統に根差す行為だと見做す視点が開示されている。

(13) Longhurst (1962)⁸⁴⁾ 事件の实在性について明確な議論を展開している訳ではないが、アビラでの裁判に関して「不確実な事実や証拠の欠如や明白な矛盾」を指摘していることから見て、虚構説に与していると考えてよからう。

(14) Caro Baroja (1962)⁸⁵⁾ 「狂信の人々が多かった時代、悪魔主義やその他のキリスト教信仰の倒錯がキリスト教徒の間に存在した時代では、これらの事実がユダヤ人やフダイサントの間であり得たことだと考えることが出来る。もっとも大衆が信じた程、執拗に繰返された訳ではなからうが」[「ラ・グアルディアの子供」⁸⁶⁾の殺害は黒魔術の特殊な事例として起こり得た、と私は信ずる」⁸⁶⁾。このように著者は实在論の立場に立つが、事件を黒魔術と見做している点で、Sabatini と類似の見解を示していると言える。同時に著者は「幾人かのユダヤ人とコンベルソが魔術的・妖

術的目的をもった他の行為と結びついた殺人を実行したことで、これらの行為がユダヤ人全体や況んやシナゴグの教導の責任に帰せられねばならぬことは別の問題である」⁸⁷⁾と述べており、実在説に立ちながらも López Martínez 的見解とは一線を画そうとする姿勢を示していると言えよう。

(15) Azcona (1964) コンベルソの〈犯罪〉に関して、「本質的に反駁の余地のない裁判に基づいた一定の事実を認める方が、それらの真実性を否定する——I. Loeb が《ラ・グアルディアの子供》^{ニニョ}に関して論じたときそうしたように——よりも適合的であろうと私は信じる」⁸⁸⁾と Loeb を批判している著者が実在説の陣営に属するのは明らかである。しかし著者は、「この事実から、毎年の聖金曜日に繰返され、シナゴグによって儀式として組織された犯罪という一般的非難を引出すことは法外で不当である」⁸⁹⁾と述べて、Caro Baroja に近い立場をとっている。

(16) Kamen (1965, 1985) (A) 1965年⁹⁰⁾。著者は虚構説に立つが、その論拠として、子供に関する Lea の論点(前出(6)①)を援用し、また1247年に教皇が儀式殺人を虚偽の伝説だと断定したこと、1759年の枢機卿(後の教皇クレメンス14世)による調査がやはりそれを民衆の神話であると結論づけたことを挙げている。(B) 1985年⁹¹⁾。事件を「拷問の下に引出された自供を継ぎ合わせて作られた物語」としているように虚構説であることは変わっていないが、記述は短くなり、前記の論拠はすべて削除されている。

(17) Suárez Fernández (1969, 1980) (A) 1969年⁹²⁾。「犯人らの自白は、それが拷問によるものであれ、そうでないものであれ、ラ・グアルディアにおいて二つの犯罪、即ち聖別されたホスチアの瀆聖と子供の儀式殺人が実際にあったことを証明するように思われる」。(B) 1980年⁹³⁾。「裁判の結末は、執拗にユダヤ人に帰せられてきた二つの犯罪に明白な刻印を押したように思われる」。何れの引用文も著者が実在説に加担していることを示している。

(18) Carrete Parrondo (1977) 「ラ・グアルディアの事件において儀式的犯罪があったという一般化された途方もない非難が虚偽であることを繰返して言う必要はない。F. Fita 師によって公刊された文書を読めばそれ自体で、この空論的事件がかかる犯罪と見做され得るのに不可欠な諸性格を併有していないことが判るのである」⁹⁴⁾。虚構説であることは言うまでもない。

(19) Kriegel (1978)⁹⁵⁾ 「異端審問官は、Benito García の最初の自白の後に、この機会が如何なる切札を提供しているのかを悟り、この絶好の機会を取逃すまいと決意し、誂え向きに裁判を拵え上げた」。裁判を異端審問官による作為的な創作としている点で、虚構説に与していると見做し得る。

(20) León Tello (1979)⁹⁶⁾ 「犯人と想定された者たちに対する告訴、裁判、処刑があったことは疑う余地がない。かかる幼児殺人や処刑が起こらなかったことを願望するのは自由であるが」。主観的願望はともかくとして事件が実在したことは厳然たる事実である、という意味だと解釈され、実在説に立つと判断してよかろう。

(21) 藤田一成 (1983-84) 藤田氏は虚構説に立っており、その根拠を6項目に纏めている

が⁹⁷⁾、以下に骨格のみ示しておく。

①犯行日時の問題。犯行日時に言及している供述。㉑4年前(1487年)2供述, ㉒3年前(1488年)3供述, ㉓2年前(1489年)3供述。これらの内容が各々に異なり犯行日時は確定されずに終わっている。

②子供の問題。㉔身許㉕年齢㉖誘拐の実行者㉗誘拐場所㉘犯行現場㉙死体埋葬者㉚物証(十字架, ナイフ, 集血容器, 洞窟の入口の目張り用の覆い, 埋葬用の鍬など)㉛血管をナイフで切開した者。

③事件とユダヤ人との関連が不自然。㉜何故ユダヤ人がコンベルソの陰謀に加担したのか。㉝犯行に参加したユダヤ人の存在感が非常に稀薄である。㉞モセ・アベナミアス㉟タビッド・デ・ペレホン㊱ジュサ・タサルテ㊲ラビのペレス。これらが架空の人物のでっち上げであるという推察も成立つ。

④㉑ベニート・ガルシーアの行程の不自然さ。㉒彼の背囊の中にあった筈の子供の心臓と手紙について何も触れられていない。

⑤㉑時間的・距離的に見て犯行は実行不可能である。㉒洞窟での会合に伴う多くの人々の異様な動きが近隣の住民の注目を集めないでいられるのか。

⑥心臓の保存の問題。

V

以上、従来の諸研究を見てきたが、これらを実在説と虚構説とに大別して示すと次のようになる。

(A) 実在説——(2)(3)(4)(7)(9)(10)(12)(14)(15)(17)(20)

(B) 虚構説——(1)(5)(6)(8)(11)(13)(16)(18)(19)(21)

単純に論者の数の上から見れば、両説はほぼ拮抗しているといってよい。

ところでこれらの論者の信仰がすべて我々に知られる訳ではないが、窺知し得る範囲で見ると、次のような一定の傾向を指摘し得るように思われる。即ち、カトリックの論者は実在説に立ち、それ以外の信仰の論者は虚構説に立つ、という傾向である。スペイン人聖職者であり確実にカトリックと言える論者(4)(10)(12)(15)はすべて実在説であり、聖職者ではないが、スペイン人であり、カトリックと判断し得る論者(2)(3)(14)(17)も同断である。イタリア人である(7)、アイルランド人である(9)は⁹⁸⁾、カトリックと推断し得るが、何れも実在説である。イギリス人の(16)はカトリックであるようだが、虚構説である。しかし(16)はマルクス主義者であると自認しているようである⁹⁹⁾から例外と見做してよかろう。スペイン人でありスペイン・ユダヤ民族史を専門分野とする(18)(20)は前者が虚構説、後者が実在説であるが、専門分野から見てユダヤ系(ユダヤ教徒)でないかどうか検討を要するので結論は留保する。ユダヤ人(1)(5)(8)(19)はすべて虚構説、アメリカ人のプロテスタントの(6)、アメリカ人であり恐らくプロテスタントだろうと想像される(13)は何れもやはり虚構説に立っている。

以上の傾向は、夫々の論者が事件の实在性について判断を下す際に自らの信仰に多少なりとも影響を受けているのではないかという推測を可能ならしめると思われるが、それはさておき、今後の我々の研究にとってこれらの既存の研究をどう利用すべきかについて確定しておきたい。

Ⅲで確認したように、事件の实在性を繞る議論にとって史料1・2・4・9、とりわけ史料1の分析が重要な課題となり今後の研究はこれを中心として進められねばならない。従って従来の諸研究がこの史料1をどう扱っているかが、それらをどう利用すべきかの判定基準となると言える。以下ではこの基準に則って従来の諸研究を判定していきたい。

(1)～(3)は1887年の史料1の公刊以前のものであり、当然ながら史料1は利用していない。(2)は別の裁判文書を見たと言っているがこれについての内容紹介も分析もなされていない。(3)は史料3を利用してはいるが、磔殺の場面の描写を引用しているのみで具体的分析はない。(8)は史料1の存在すら明記しておらず、見ていないと推測される。(10)(16)は史料1の存在を明記はしているがそれのみであり、通読しているかどうか不明である。(9)(13)(19)(20)は、史料1を利用して事件や裁判の経過を記述してはいるものの、事件の实在性に関して立入った議論は展開していない。(4)(12)(15)(17)(18)は、史料1を通読したもののようだが(勿論(4)は確実に通読している)、实在性に関して史料1に即した立入った議論を展開している訳ではない。

以上から、これらの諸研究は事件の实在性に関する研究を進める上で、検討を加えて利用していくに殆ど値しないものと言ってよい。勿論これはこれらの諸研究の結論が誤っているとか、全体として価値が低いとかいうこととは無関係であり、飽く迄、事件の实在性に関する我々の今後の検討の拠り所となり得るか否かという観点からの判定にすぎない。

以上の諸研究を除くと残るのは、(5)(6)(7)(11)(14)(21)となる。今まで見てきたところからも或る程度窺知し得るように、これらには明らかな誤まりや、かなりの重複が見られるが、それを含めて、これらに批判的検討を加え、その結果を踏まえて史料1・2・4・9を分析し、我々自身の見解を提示することを次の課題としたい。

〔略語表〕

BRAH Boletín de la Real Academia de la Historia
REJ Revue des Études Juives

- 1) 以上は、Carmen Irizarry, "On Ritual Murder and the Rite of Spring", *The Christian Century*, 11 Dec. 1968, pp. 1570-92 による。
- 2) 拙稿, 「15世紀カスティーリャにおけるユダヤ人政策」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』第33巻, 1981年, 36頁, 註29。
- 3) R. Sabatini, *Torquemada and the Spanish Inquisition. A History*, London, 1913 Revised ed., Boston and New York, [1924], pp. 393-394.
- 4) W. A. Christian, Jr., *Local Religion in Sixteenth - Century Spain*, Princeton, 1981, pp. 193, 245 n. 26.

- 5) Vega の作品は、1604~1618年の間に執筆されたという。“Nota preliminar” de F. C. Saínz de Robles en Lope Félix de Vega Carpio, *Obras escogidas*, tomo III, Madrid, 1955, p. 383. なお、この作品については、E. Glaser, “Lope de Vega’s *El Niño Inocente de la Guardia*”, *Bulletin of Hispanic Studies*, 32, 1955, pp. 140-153がある。Menéndez Pelayo はこの作品の素材として、後出の史料7, Yepes の著書, Ramírez のラテン語詩を挙げ、この内 Yepes の著書の影響を重視しているが、Glaser はむしろ Ramírez への依拠を強調している。
- 6) P. León Tello, *Judíos de Toledo*, 2 tomos, Madrid, 1979, I, p. 259. 恐らく、L. Suárez Fernández, *Historia de España* dirigida por R. Menéndez Pidal, tomo XVII. La España de los Reyes Católicos (1474-1516). Vol. II, Madrid, 1969. Quinta Parte. El Máximo religioso, p. 252 にある二枚の写真のフレスコ画がこれにあたると思われる。
- 7) F. Fita, “La verdad sobre el martirio del Santo Niño de La Guardia, ó sea el proceso y quema (16 noviembre, 1491) del judío Yucé Franco en Ávila”. *BRAH*, 11, 1887, pp. 8-112.
- 8) Fita, “Memorial del Santo Niño de La Guardia, escrita en 1544”, *BRAH*, 11, 1887, p. 160.
- 9) Fita, “La verdad”, pp. 7-8.
- 10) *Ibid.*, pp. 114-122.
- 11) *Ibid.*, pp. 122-128.
- 12) M. Menéndez Pelayo, *Historia de los heterodoxos españoles*, 2 tomos (*BAC*, tomos 150-151), 3ª ed., Madrid, 1978, I, p. 642 n. 15. (1ª ed., 3 tomos, Madrid, 1877-80)
- 13) Fita, “La verdad”, p. 128.
- 14) E. van der Vekene, *Bibliotheca bibliographica historiae sanctae Inquisitionis*, 2Bde., Vaduz, 1982-83, II, S. 200-201 Nr. 3540.
- 15) Fita, “La verdad”, pp. 119 n. 1, 128 n. 1.
- 16) *Ibid.*, pp. 112-114.
- 17) Y. Baer, *Historia de los judíos en la España cristiana*, traducida del hebreo por J. L. Lacave, 2 tomos, Madrid, 1981, II, p. 787 n. 128; Id., *A History of the Jews in Christian Spain*, 2 vols., Philadelphia, 1961, II, p. 505 n. 120. (1st ed. in Hebrew, Tel Aviv, 1944-45, 2 vols. ; 2nd ed. in Hebrew, Tel Aviv, 1959)
- 18) Fita, “La Guardia, villa del partido de Lillo, provincia de Toledo. Datos históricos”, *BRAH*, 11, 1887, pp. 420-423. この王令の独語の要約が、F. (Y.) Baer, *Die Juden im christlichen Spanien*, 2Bde., Berlin, 1929 / 36, I, Nr. 377 にあり、また原文全体が、L. Suárez Fernández, *Documentos acerca de la expulsión de los judíos*, Valladolid, 1964, núm. 170 にも収録されている。
- 19) Fita, “Sentencia, quema y sambenito de Hernando de la Rivera, que dicen hizo el papel de Pilatos en la pasión ó martirio del Santo Niño de La Guardia”, *BRAH*, 14, 1889, pp. 99-104.
- 20) *Ibid.*, pp. 97-98.
- 21) Fita, “Memorial”, pp. 135-147.
- 22) 以上、①~⑦の順に, *ibid.*, pp. 135, 139 / 140 / 142 / 142 / 144 / 145 / 145-146.
- 23) *Ibid.*, pp. 147-152.
- 24) *Ibid.*, pp. 141-142.
- 25) *Ibid.*, p. 153.
- 26) Fita, “Breve noticia del Santo Niño de La Guardia, que el arzobispo Juan Martínez Siliceo alegó en 1547”, *BRAH*, 11, 1887, p. 239.
- 27) *Ibid.*, pp. 239-240.
- 28) Ocaña の生まれ。バリャドリ－大学教授。バリャドリ－高等法院聴訴官 (oidor), 異端審問会議参議, アビラ司教を歴任。L. Moreno Nieto, *Diccionario enciclopédico de Toledo y su provincia*, 2ª ed., Toledo, 1977, p. 62.
- 29) Sabatini, *op. cit.*, pp. 304-308. 但し、これは全訳ではなく被告らがキリストに見立てた子供に向かって投げつけた罵詈雑言の一部は余りに obscene であるとして割愛されている。
- 30) Fita, “La verdad”, p. 130.

- 79) *Ibid.*, pp. 624, 631 [403,414].
- 80) *Ibid.*, p. 629 [411].
- 81) N. López Martínez, *Los judaizantes castellanos y la Inquisición en tiempo de Isabel la Católica*, Burgos, 1954, pp. 194-199.
- 82) *Ibid.*, p. 195.
- 83) *Ibid.*, p. 199
- 84) J. E. Longhurst, *The Age of Torquemada*, Kansas, 1962, pp. 118-128. 引用箇所は, *ibid.*, p. 121.
- 85) J. Caro Baroja, *Los judíos en la España moderna y contemporánea*, 3 tomos, Madrid, 1962, 1978², I, pp. 181-188.
- 86) *Ibid.*, pp. 187-188.
- 87) *Ibid.*, p. 187.
- 88) Tarsicio de Azcona, *Isabel la Católica*, Madrid, 1964, p. 414 n. 123.
- 89) *Ibid.*, p. 638.
- 90) H. Kamen, *The Spanish Inquisition*, New York, 1965 rep. 1971 pp. 42-43.
- 91) H. Kamen, *Inquisition and Society in Spain in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, London, 1985, pp. 15-16.
- 92) L. Suárez Fernández, *Historia de España*, tomo XVII (2), p. 252.
- 93) L. Suárez Fernández, *Judíos españoles en la Edad Media*, Madrid, 1980, pp. 226-268. 引用箇所は, *ibid.*, p. 268.
- 94) Carrete Parrondo, *art. cit.*, p. 53.
- 95) M. Kriegel, "La prise d'une décision : l'expulsion des juifs d'Espagne en 1492", *Revue historique*, 260, 1978, pp. 83-85. 引用箇所は, *ibid.*, p. 84.
- 96) León Tello, *op. cit.*, I, pp. 258-261. 引用箇所は, *ibid.*, p. 259.
- 97) 藤田一成「ラ・グアルディア村儀式殺人事件(1)(2)」『人文研究(神奈川大学)』87-88, 1983-1984, (1), 77-81頁。
- 98) 両者とも, Stanley J. Kunitz, H. Haycraft ed., *Twentieth Century Authors*, New York, 1942 に記載がある。
- 99) Paul J. Hauben, *The Spanish Inquisition*, New York, 1969, p. 37.